

北海道知事 様

提出者

住 所 札幌市中央区北五条西4丁目7

氏 名 株式会社 大丸松坂屋百貨店

執行役員 大丸札幌店長 林 研一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	大丸札幌店
所在地	札幌市中央区北五条西4丁目7
地域貢献活動計画書の提出年月日	2021年11月18日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	2021年9月1日
変更の理由	担当者変更のため

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	実績
商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会への加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌商工会議所</li> <li>北海道経済同友会</li> <li>北海道百貨店協会</li> <li>札幌市商店街振興組合連合会</li> <li>札幌市駅周辺を楽しくする会</li> <li>新幹線札幌駅乗入促進期成会</li> <li>札幌市中央区防火管理協議会</li> <li>札幌駅地下総合共同防火管理協議会</li> <li>札幌駅前通商店街</li> </ul>	通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年 通年	継続加入 継続加入 継続加入 継続加入 継続加入 継続加入 継続加入 継続加入 継続加入
地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>百貨店協会を通じて「札幌雪まつり・札幌まつり」へ協賛（本年中止）</li> <li>札幌駅前通商店街を通じて「さっぽ</li> </ul>	適時 8月	継続実施 継続実施

5000円未満の消費税込額印  
 -3.12.24 収受  
 印

	ろ八月祭」へ協賛（本年中止）		
地域住民との協議の場の設置	札幌市商店街振興組合連合会	適時	年に2回以上
地域貢献担当窓口の設置	下記の「担当窓口」の設置	通年	継続実施
地域企業や道内企業との取引促進	・食料品を中心に地元企業から活発な仕入れを実施 ・道産品コーナーの常設	いいもの・いいこと マルシェ催事の実施（年2回） 通年	取引の継続 設置の継続
道産品の積極的な販売、PR、需要拡大に向けた情報提供	・道産品（食品・工芸）の催し物を年間計画に基づき開催 ・ギフトカタログでの積極的なPR	いいもの・いいこと マルシェ催事の実施（年2回） 夏・冬のギフト期間	販売の継続 販売の継続
リサイクル対策等の推進	・ごみ分別の実施 ・発泡スチロールのリサイクル ・百貨店協会統一ハンガーのリサイクル ・一部取引先とのリターナブルコンテナ納品の実施 ・衣料品引取キャンペーンの実施	通年 通年 通年 通年 通年	継続 継続 継続 継続 継続
エネルギー対策の実施	・空調温度の適切な管理（ウォームビズ、クールビズの実施） ・LED化、省エネ設備の導入 ・電気自動車の導入（7台）	通年 通年 通年	継続 継続 新規
ISO14001の導入など環境全般への配慮	・「環境規格14001」を取得し、現在まで継続更新中	通年	継続
社会貢献活動の実施	・ピンクリボン活動の実施 ⇒乳がん検診促進のパンフレットの配布及び店内放送での啓蒙活動実施 ⇒店舗外壁をピンク色にライトアップ ⇒ピンクリボンチャリティーバッグの販売実施 ・Table For Two (TFT) の取組み ⇒レストランフロアの一部店舗と従業員食堂にて実施。 ・国連難民支援キャンペーンの開催（1月のみ実施） ・駅前地区のクリーン運動への参画	5月、10月  通年 通年 年に2回実施 年に2回 5～10月の第三水曜日	継続  継続 継続 継続

市町村等が進める交通対策への協力	・納品代行による商品搬入の集約を実施	通年	継続
	・駐車場誘導員の配置	通年	継続
	・交通安全運動期間の店内啓蒙放送	春・夏・秋の期間中	継続
地域における魅力ある景観形成への配慮	・花の札幌駅前まつりへの参加	通年	継続

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	大丸札幌店 業務推進部 総務担当
職・氏名	スタッフ・土居 孝史
電話番号等	011-828-1144

<担当者連絡先>

所属名	大丸札幌店 業務推進部 総務担当
職・氏名	スタッフ・土居 孝史
電話番号	011-828-1144
電子メールアドレス	takafumi.doi@jfr.co.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。

3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

